

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作	了 定 成	H26-7-2 H26-05-29 H25-12-26
-------------	-------------	-----------------------------------

検討課題	34	議会基本条例の基本理念の抽出（協働の定義について）	
区 分	IV - B		
関連条例内容	<p>前 文</p> <p>選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。</p> <p>日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。</p> <p>議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。</p> <p>議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。</p> <p>地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。</p> <p>議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。</p>		<p>る。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。</p> <p>以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>
検討内容	・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)（協働の定義について）		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> 基本条例の前文と第1条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 まちづくり基本条例第6条に議会の責務が規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例の基本理念を抽出する。 まちづくり基本条例第6条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。 必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。 	<ul style="list-style-type: none"> （株）ぎょうせいに理念の抽出について依頼。（株）ぎょうせい報告内容（平成26年3月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。 (解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 <p>なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の3つの活動が提案されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ●全体通して共通する（というかその1点）のは「協働」の考え方（定義）です。 執行機関側とその意が共有できれば問題ないと思いますが、自治基本条例等に格上げしていく際には、なおさら前文や定義等において、協働の原則として、情報共有・相互尊重を軸とし、意思決定の協働ではないことを確認（明記）することも検討してはどうでしょうか。 ●市民と議会の協働の考え方の整理の必要性 ・ぎょうせいの報告の通り、議会の意思決定に市民が関わるという協働の考え方は議会の性格上あり得ないことになる。議会の意思決定に関わらない形での協働についての考察が必要となる。 ●議会における「協働」の定義（確認項目） 「市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について（検討項目） ・市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 市民が議会に関われるものについて……請願、陳情、要望の提出 市民が議会に直接発言できるものについて……議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 ・この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。 ●自治基本条例に移行を検討する時点で、議会部分についての理念の定義は、改めて検討を行うこととし、完了する。（平成26年7月2日）

<p>【協働とは HatenaKeywordより】 「協働」とは異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することをいう。まだ、一般的な概念ではないが行政やNPOの現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として少しずつ普及がすすんでいる。 協働の概念を最初に発案したのは、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムといわれている。オストロムの1977年著作『Comparing Urban Service Delivery Systems』の中で「Coproductio」という用語が用いられ、「Co（共同の、共通の）」に「Production（生産、産出、成果）」を結びつけて作り出された造語であるが、これを日本語に訳す際に「協働」と訳して生まれた。 代表的な協働の定義の例は、他の自治体に先駆けて協働の概念を導入した横浜市で、1999年に市民活動との協働に関する基本方針（通称：横浜コード）が設けられた。その中で協働とは、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としている。</p>	
<p>まちづくり基本条例 ●前文：「市民と議会、執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくこと」の部分、協働の解釈について。</p> <p>●第1条（目的）「市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組む…」</p> <p>●第2条（定義）「議会」の定義は？ 市が制定した条例であるため、議会の定義がない</p> <p>●第5条（市民の責務）「市民、議会及び執行機関と協働して、まちづくりに…」</p> <p>●第6条（議会の責務）「議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。」</p> <p>●第10条（協働の原則）「まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする」</p>	<p>（株）ぎょうせい 検討すべき事項（平成26年3月）</p> <p>●二元代表制の理念としては、ともに選挙によって選ばれた市長と議会（議員）は、対等緊張でなければならず、その両者が「協働」と明記する点についての検討。 ここでいう「協働」とは何か。執行機関（市長）と議会（議員）による議論協議という意であれば、本会議を通した「協働」と解釈できなくないが、市民との「協働」とは何を指すのかが不明。議会報告会等も含めて、議会も市民との意思共有という解釈でよいのか。 議会の意思決定に市民が関わるといふ協働という意であればNGである。</p> <p>●前文と同じで、ここでいう「協働してまちづくり」とは何かを確認共有しておく必要がある。市民と情報共有を図る、あるいは市民の声を聞く、という意であることを確認すべき。 議会の意思決定に市民が参加する協働はNGである。</p> <p>●「市民」、「事業者」、「執行機関」の定義があるのに、「議会」の定義がない。議会とは、「選挙で選ばれた議員により構成される議会という」定義を明記し、議会の位置づけ（二元代表制）を明確にしておくべきではないか。</p> <p>●前文、第1条と同じだが、「市民の責務」という括りに議会との協働が入ってよいか。 市民側が議会と協働してまちづくりを進めるよう努める、というのはどうか。逆は然るべきだが、市民側はその意を付託して議員を選出しているわけであり、それが責務とされる点を検討すべきではないか。</p> <p>●議会の「責務」として市民参加を謳う意図は。報告会などを通して情報の双方向化を図り、市民と意思共有を図るといふ意での参加・協働であれば基本条例とも整合がとれ、連動した位置づけと言えるが、意思決定等を指す参加であってはならない。</p> <p>●意は理解できるので、「協働」の解釈のみ。 ・「市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。</p>